福島第一、第二原子力発電所における不適合管理状況について(7〜10 月)

○ 原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。
その中で、不適合が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正処置を講じることとしております。

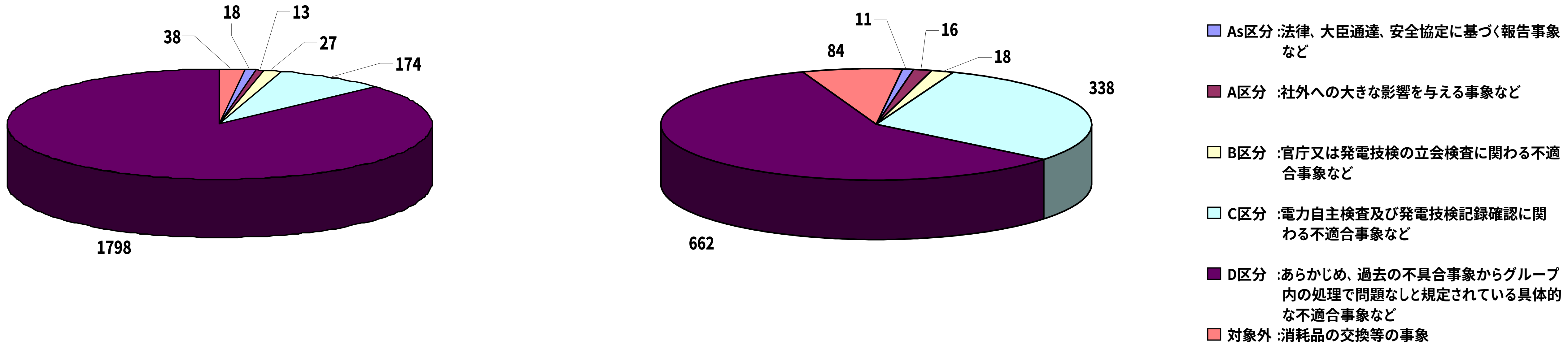

グレード別内訳（件数）

福島第一(2,068 件)　　福島第二(1,129 件)

○ 平成１５年７月１日〜１０月３１日間に不適合管理委員会で審議された「不適合」*は、福島第一が２,０６８件、福島第二が１,１２９件ありました。

＊　:「不適合」の定義（ＪＥＡＧ４１０１－２０００より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）